

VI 未規制化学物質等の状況

1 調査概要

内分泌かく乱化学物質については、環境省が魚類への内分泌かく乱作用の疑いがあるとした 2 物質を調査した。

残留性有機汚染物質等については、生物蓄積性があり難分解性で長距離移動性がある POPs 条約規制物質に追加された 2 物質を調査した。

有機スズ化合物については、最近 5 年間の調査で環境省が設定した公共用水域の「水質評価の(暫定)目安値」(0.01 μ g/L)を超えたことがある 1 地点について 2 物質を調査した。

2 調査物質

内分泌かく乱化学物質 (2 物質)	4- <i>tert</i> -オクチルフェノール、ビスフェノール A
残留性有機汚染物質 (2 物質)	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びその塩、 パーフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びその塩
有機スズ化合物 (2 物質)	トリブチルスズ化合物、トリフェニルスズ化合物

3 調査地点及び調査対象

内分泌かく乱化学物質は県内 7 地点 (表 VI-1)、残留性有機汚染物質は県内 4 地点 (表 VI-2)、有機スズ化合物は県内 1 地点 (表 VI-3) で水質を調査した。

4 調査結果

(1) 内分泌かく乱化学物質

4-*tert*-オクチルフェノールは全ての地点で報告下限値未満であった。

ビスフェノール A は沼川の 1 地点と萩間川の 3 地点で報告下限値以上検出されたが、直近の全国調査(平成 28 年度)の検出範囲(0.005 μ g/L 未満~0.15 μ g/L)に比べて高くはなかった。

(2) 残留性有機汚染物質

パーフルオロオクタンスルホン酸及びその塩及びパーフルオロオクタン酸及びその塩の検出率は 100%であったが、水環境に係る暫定的な目標値(50ng/L 以下、PFOS 及び PFOA の合算値) 未満であった。

(3) 有機スズ化合物

トリブチルスズ化合物及びトリフェニルスズ化合物は、公共用水域における水質評価の目安値以下であった。

表VI-1 令和元年度未規制化学物質調査結果（内分泌かく乱化学物質） 単位：μg/L

地点名	物質名	4-tert-オクチル フェノール	ビスフェノールA
沼川（沼川新橋）		<0.01	0.11
潤井川（田子の浦橋）		<0.01	<0.01
富士川（富士川橋）		<0.01	<0.01
芝川（芝富橋）		<0.01	<0.01
萩間川1（東中歩道橋）		<0.01	0.10
萩間川2		<0.01	0.13
萩間川3		<0.01	<0.01
	報告下限値	0.01	0.01
	報告下限値以上/検体数	0/7	3/7

表VI-2 令和元年度未規制化学物質等調査結果（残留性有機汚染物質等） 単位：ng/L

地点名	物質名	パーフルオロオクタンス ルホン酸及びその塩	パーフルオロオクタン酸 及びその塩	合算値
沼川（沼川新橋）		1.3	4.6	5.9
潤井川（田子の浦橋）		0.84	1.5	2.3
富士川（富士川橋）		0.13	1.2	1.3
芝川（芝富橋）		0.05	1.2	1.3
	報告下限値	0.04	0.04	-
	水環境における暫定的 な目標値	-	-	50
	水環境における暫定的 な目標値超過/検体数	-	-	0/4

表VI-3 令和元年度未規制化学物質調査結果（有機スズ化合物） 単位：μg/L

地点名	物質名	トリブチルスズ化合物	トリフェニルスズ化合物
戸田漁港		0.005	<0.005
	水質評価の目安値	0.01	0.01
	水質評価の目安値超過/検体数	0/1	0/1